太田市介護保険料減免等に係る実施要綱 (趣旨)

- 第1条 この告示は、太田市介護保険条例(平成17年太田市条例第171号。以下「条例」という。)及び太田市介護保険規則(平成17年太田市規則第149号。以下「規則」という。)の規定に基づき、条例第7条第2項の居宅介護サービス費等及び居宅支援サービス費等の額の特例(以下「居宅サービス費の額の特例」という。)、条例第15条の規定による保険料の徴収猶予及び条例第16条第1項の規定による保険料の減免に関し必要な事項を定めるものとする。(居宅サービス費の額の特例)
- 第2条 条例第7条の市長が特に必要と認めた者とは、居宅サービス費等の額 及び居宅支援サービス費等の額の給付割合を100分の100としたならば、生活 保護法(昭和25年法律第144号)に規定する被保護者及び要保護者(以下「被 保護者等」という。)に至らない者とする。

(保険料の徴収猶予)

第3条 条例第15条第1項第5号の市長が特に必要と認めた場合とは、保険料の徴収猶予を適用したならば、被保護者等に至らない場合とする。

(保険料の減免)

第4条 条例第16条第1項に規定する条例第15条第1項第5項の市長が特に必要と認めた場合とは、保険料の減免を適用したならば、被保護者等に至らない場合とする。

(申請に係る調査)

- 第5条 市長は、規則第4条第2項及び第6条第2項の規定による居宅サービス費の額の特例、保険料の徴収猶予及び減免についての可否の決定に当たり、調査票(様式第1号)により、次に掲げる調査を行うものとする。
 - (1) 世帯の状況 世帯全員の氏名、続柄、性別、生年月日、学年、職業、 健康状態、疾病・障害の状況等
 - (2) 扶養義務者の状況 扶養義務者の氏名、住所、続柄、性別、年齢、職業、家族の状況及び援助の見込み
 - (3) 住居の状況 自家、借家、構造、規模等(借地、借家の場合は、家賃等)
 - (4) 資産・負債の状況 不動産等の所有状況、預貯金、有価証券、手持ち 金等の有無、負債の種類、金額等
 - (5) 収入の状況 就労、農業、自営及び内職収入、年金、仕送りその他の収入

(免除認定証の交付)

第6条 規則第4条第2項の介護保険利用者負担額免除決定通知書を申請者に通知する場合、介護保険利用者負担額免除を承認するときは、介護保険利用者負担減額・免除認定証(様式第2号)を交付するものとする。

(その他)

第7条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年3月28日から施行する。
 - (経過措置)
- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の太田市介護保険利用者負担額 の免除及び保険料の徴収猶予・減免に関する要綱(平成12年4月1日太田市 制定)又は藪塚本町介護保険料減免に係る実施要綱(平成12年10月15日藪塚 本町制定)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの 告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。